

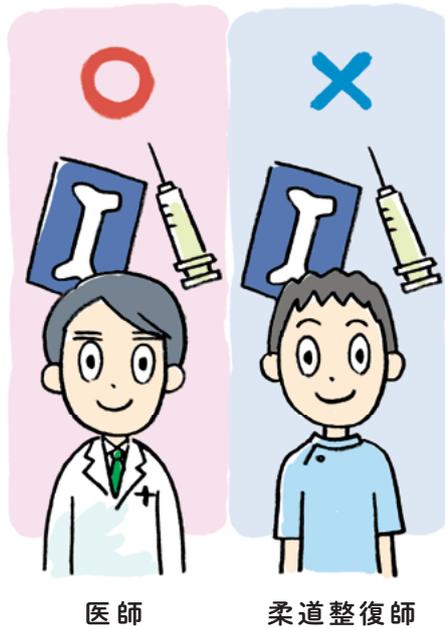
ぼくと一緒に  
覚えよう!

# 整骨院・接骨院の 正しいかかり方



そもそもなぜ整骨院・接骨院で  
健康保険が使えない場合があるの？

整骨院・接骨院で施術をする柔道整復師は医師ではないため、血液検査や手術、薬の処方などの医療行為を行うことができません。そのため、整骨院・接骨院で病院と同じように保険証を使えるのは、**負傷原因のはっきりした、急性または亜急性の外傷性による骨折・脱臼・打撲・肉離れを含むねんざと決められています。**



医師

柔道整復師

「各種保険取扱」と書いてある  
整骨院・接骨院であれば健康保険は使える？

これは「対象範囲内の外傷のみ保険で取り扱うことができます」という意味なので、範囲外であれば健康保険は使えません。

整骨院・接骨院の広告については法律で規制があり、「肩こり」や「腰痛」などを効能として広告に揭示することはできないことになっています。

健康保険が使えるケースと  
使えないケース

健康保険が使えるケースと使えないケースは次のとおりです。

### 健康保険が使えるケース

- 打撲、ねんざ、挫傷（肉離れ）
- 骨折、ひび、脱臼の応急手当

※応急手当後の治療は医師の同意が必要です。

基本的には「健康保険が使えるのは外傷性のケガのみ」と覚えておきましょう。

### 健康保険が使えないケース

- 日常生活による慢性的な肩こりや腰痛
- 医療機関で治療中の負傷
- 内科的な病気が原因の痛みや慢性的な痛み
- マッサージ代わりの利用
- スポーツなどによる筋肉疲労や筋肉痛
- 加齢からくる痛み（五十肩や腰痛など）……など

右記の場合に施術を受ける  
と全額自己負担となりますので  
十分ご注意ください。



わかりましたか？

次のページをめくって  
チェックしてみましょう！



下の点線の部分を折って  
答えを隠してクイズに  
チャレンジしてみよう!

# ○×クイズ こんなとき 整骨院・接骨院で健康保険が使える? 使えない?

整骨院・接骨院で柔道整復師から受ける施術には、健康保険が使えるケースが限られているということをご案内いたしました。普段なにげなく通っている整・接骨院での療養費のなかには、健康保険対象外のものが含まれているかもしれません。正しいかかり方について、○×クイズでチェックしてみましょう!

## Q1

**筋肉痛、こり、筋肉疲労は?**  
週末に、大学時代の友達と一緒に本格的な登山をしました。入念なウォーミングアップのおかげでケガはしませんでした。翌日からひどい筋肉痛に。整骨院で健康保険は使えますか?



## Q2

**応急手当後の脱臼は?**  
草野球をしているとき、肩の脱臼が疑われる状態になり、近くの整骨院に行き、健康保険で応急手当を受けました。その施術で痛みがほぼなくなったので、このまま通いたいのですが、健康保険は使えますか?



## Q3

**病院と重複してかかる?**  
足首をねんざしました。整形外科の医師から「やや重度のねんざなので経過をみるためしばらく通院を」といわれました。早く治したいので整骨院にも行きたいのですが、健康保険は使えますか?



## Q4

**外傷以外が原因の場合は?**  
変形性膝関節症と診断されています。医師からはひざの体操を日課にするようお願いされましたが、効果があまり自覚できないので通院をやめました。整骨院にかかりたいのですが、健康保険は使えますか?



## Q5

**通勤途中や仕事中の負傷は?**  
通勤途中、道路の段差で足首をひねってしまい、ねんざをしました。これは外傷による負傷なので、整骨院で健康保険を使えますか?



## Q6

**症状の改善が見られない長期の施術は?**  
腕に違和感を覚えるようになり、整骨院にしばらく通っていたのですが、一向に症状が改善しません。これは健康保険の対象になりますか?



### Q1の解説

〈答え…×〉  
筋肉痛は外傷性ではないので、整・接骨院で健康保険は使えません。家事、仕事、スポーツなどによる肩こり・腰痛、筋肉疲労などや慢性痛は、いずれも健康保険は使えません。

### Q2の解説

〈答え…×〉  
骨折と脱臼は医師の同意がなければ整骨院・接骨院で健康保険は使えません。応急手当のときに同意は必要ありませんが、応急手当後に続けて施術を受けたい場合は、医師の同意が必要です。

### Q3の解説

〈答え…×〉  
打撲やねんざなど、通常なら健康保険の対象になる負傷であっても、医療機関で医師の治療を受けている場合は、同時に整・接骨院での施術を健康保険で受けることはできません。なお、医療機関での湿布薬等を含む投薬期間中も治療として判断します。

### Q4の解説

〈答え…×〉  
変形性膝関節症や関節リウマチ、五十肩、神経痛など、外傷性ではない疾患による痛みや、交通事故の後遺症の痛み、原因不明の痛みなどの場合、整骨院・接骨院で健康保険は使えません。

### Q5の解説

〈答え…×〉  
通勤途中のケガは、健康保険ではなく労災保険（労働者災害補償保険）の対象になります。同じく、仕事中のケガも労災保険の対象です。

### Q6の解説

〈答え…×〉  
脳疾患後遺症の慢性病や、症状の改善が見られない長期の施術には、健康保険が使えません。整骨院・接骨院で施術を受けてもなかなか症状が改善しない場合には、内科的要因が関わっている可能性もあります。施術が長引く場合には、医師の診断を受けるようにしましょう。

## どうして整骨院・接骨院の請求を照会する必要があるの？

柔道整復師にかかる療養費も医療機関で受ける療養の給付も、皆さまから納めていただいた保険料から使われています。整骨院・接骨院での施術は、健康保険で受けられる範囲が限定されており、施術に要した費用については「**受領委任制度**」によって療養の給付と同様に取り扱いされます。

受領委任制度とは柔道整復師が受診者に対して受領費支給申請書の受領委任欄に署名をしてもらい、受診者に代わって保険者（健保組合）に療養費の支給申請を行う制度のことをいいます。

整骨院・接骨院からの請求の中には、健康保険の対象とならない施術の請求や照会の回答と請求が一致しない場合も見受けられ、問題となっています。そのため、施術を受けられた方の請求内容に誤りがないか内容等を照会・確認することにより、**柔道整復師に支払う医療費の適正化を図ることを目的に実施しております。**

## 施術内容等の照会について ご協力をお願いします

皆さまから納めていただく保険料を適正に支出するために、健保組合から施術を受けられた方へ文書やお電話にて照会し、施術内容・施術経過・負傷原因等を確認させていただく場合があります。

整骨院・接骨院等で受け取った領収証は大切に保管していただき、照会があった際は、ご回答にご協力をお願い申し上げます。なお、照会の時期は手続き上、施術日から数ヶ月後となります。

\* 平成22年9月1日から治療を受けた方に対する「領収証の無料発行」、希望者に対する「明細書の発行（有料の場合あり）」が義務化されました。



## はり・きゅう・あん摩・マッサージなどの 施術を受けるとき

はり・きゅう・あん摩・マッサージの施術を健康保険でかかるには、医師が施術の必要を認めるなどの一定の条件があります。

以下に健康保険で受けられるケースをまとめましたのでご確認ください。

この場合、いったん料金の全額を支払った後、健保組合に申請することにより払い戻しを受けることになります。

### はり・きゅうの施術を健康保険で受けられる疾患

神経痛・リウマチ・けいづん頸腕症候群・五十肩・ようつい腰椎症・けいすい頸椎ねんご後遺症 等の慢性痛を伴う疾患

①医師が施術を必要と認めた「同意書」が必要です。

②医療機関と同時にかかることはできません。

同一疾患で同時期に医療機関で治療（調剤含む）を受けた場合、施術料は全額自己負担となります。

### あん摩・マッサージ・指圧を健康保険で受けられる症状

筋麻痺…筋肉が麻痺して自由に動けないような症状 こうしゆく関節拘縮…関節が硬くて動きが悪い症状

①医師が施術を必要と認めた「同意書」が必要です。

※マッサージの施術が長期にわたる場合、定期的に医師の診断と同意が必要です。

②マッサージは傷病名ではなく、**医療上マッサージを必要とする症状に対する施術となります。**

※疲労回復や疾病予防のマッサージ等は支給対象外です。

### 往療（自宅での施術）について

歩行困難など、真に安静を必要とするやむを得ない理由がある場合においてだけ認められています。

なお、マッサージ施術の往療には医師の同意が必要です。

いかがでしたか？正しくかかって賢い患者になりましょう！